

□定期報告対象建築物

H28. 11. 14修正

区分	対象用途	規模 (対象用途として利用する部分がいずれかに該当するもの)						主階が1階にないもの	客席の床面積が200㎡以上	告示の要件 (対象用途として利用する部分がいずれかに該当するもの)
		3階以上※2	地階※2	2階の床面積		床面積の合計				
				300㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	3,000㎡以上			
1号	ホテル	○	○	○						①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの
	旅館	○	○	○						
	体育館 (学校に附属しないもの)	○				○				
	博物館、美術館、図書館 (いずれも学校に附属しないもの)	○				○				①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (いずれも学校に附属しないもの)	○				○				
2号	劇場、映画館、演芸場	○	○					○	○	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
	観覧場 (屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	○	○						○	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
	物品販売業を営む店舗	○	○		○		○			
	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店	○	○		○		○			①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの
	百貨店、マーケット	○	○		○		○			
	展示場、公衆浴場	○	○		○		○			
3号	病院 (病床数20床以上の介護老人保健施設を含む)	○	○	○※3						
	有床診療所 (病床数19床以下の介護老人保健施設を含む)	○	○	○※3						①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの
	就寝用福祉施設 ※1	○	○	○						
対象外		<ul style="list-style-type: none"> 対象用途部分の床面積が100㎡以下 対象用途部分が避難階のみ 								

※1 就寝用福祉施設は次に掲げるもの

・共同住宅及び寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)

・助産施設、乳児院及び障害児入所施設

・助産所

・盲導犬訓練施設

・救護施設及び更生施設

・老人短期入所施設その他これに類するもの (小規模多機能型居宅介護・介護小規模多機能型居宅介護の事業所、デイサービスセンター (宿泊サービスを提供するものに限る。))

・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム

・母子保健施設

・障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業 (自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。) の用に供する施設 (利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※2 地階及び3階以上の階における対象用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く

※3 2階に患者の収容施設がある場合に限る

□定期報告対象建築設備等

対象	規模等	対象外	
建築設備	換気設備	令第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた機械換気設備及び中央管理方式の空調設備	定期報告の対象建築物以外に設けるもの
	排煙設備	令第126条の2第1項の排煙設備のうち、排煙機を設けたもの又は送風機を設けたものその他の特殊な構造のもので令第126条の3第2項の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの	定期報告の対象建築物以外に設けるもの
	非常用照明	令第126条の4の規定により設けたもの	定期報告の対象建築物以外に設けるもの
防火設備	①定期報告の対象建築物に設けるもの 対象外の規模 ・対象用途部分が避難階のみにある建築物に設けるもの ・地階及び3階以上の階における対象用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下の建築物に設けるもの ②病院、有床診療所又は就寝用福祉施設の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けるもの	・常時閉鎖式のもの ・防火ダンパー ・外壁開口部に設けるもの	
昇降機	エレベーター	籠が住戸内のみを昇降するもの 工場等に設置されている専用エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号)	
	エスカレーター		
	小荷物専用昇降機	出し入れ口の下端が床50cm以上の高さにあるもの	
準用工作物	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの		
	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設		
	メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		